

イノベ地域における担い手拡大推進業務
「福島イノベーション・コースト構想ウェブサイト改善業務」委託仕様書

1 委託業務名

イノベ地域における担い手拡大推進業務
「福島イノベーション・コースト構想ウェブサイト改善業務」

2 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）

3 業務目的

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」という。）は福島イノベーション・コースト構想のウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）において福島イノベーション・コースト構想（以下「構想」という。）の進捗や成果および機構の活動を広く国内外に向けて発信しているが、ウェブサイトの更なる改善及び機能向上を図ることで構想への参画者の増加やそれによる構想の実現を目指すことを本業務の目的とする。

4 対象ウェブサイト

(1) <https://www.fipo.or.jp/>

(2) 以下、機構が運営する拠点及び機構関連のウェブサイトやウェブページは対象外とする。

ア 機構が運営する拠点施設のウェブサイト及びウェブページ

- ・福島ロボットテストフィールド (<https://www.fipo.or.jp/robot/>)
- ・東日本大震災・原子力災害伝承館 (<https://www.fipo.or.jp/lore/>)
- ・ふくしま12市町村移住支援センター (<https://mirai-work.life/>)

イ 機構関連のウェブサイト及びウェブページ

- ・Hama Tech Channel (<https://www.fipo.or.jp/htc>)
- ・福島廃炉関連産業マッチングサポート事務局 (<https://hairo-matching.jp/>)
- ・ふたばの教育-福島県双葉郡教育復興ビジョン推進協議会 (<https://futaba-educ.net/>)

5 委託業務の内容

ウェブサイトに関して以下の業務を行うこと。

(1) ウェブサイト全体の改善策の提案及び実行

ア ウェブサイト全体について、構成、コンテンツ、ページ遷移、カテゴリ構成等の現行状況を分析し、閲覧者の利便性向上に資する改善策を提案し、機構と協議の上実行

すること。また、閲覧者が目的とする情報へ直感的に到達できるよう、ページ構成の整理、階層構造の最適化及び導線設計の見直しを行うこと。

イ パソコンの他、スマートフォン及びタブレットでの閲覧に最適化されたレイアウト及びコンテンツを実現すること。特にスマートフォン利用を主軸とし、画面サイズや操作特性を踏まえた設計とするとともに、タップ操作のしやすさ、視認性及び情報の優先順位に配慮し、ユーザーが目的の情報へ円滑に到達できるよう、操作性の向上を図ること。

(2) 既存ページの改修及び新たなページ等の制作

ア 機構の指示に基づき、トップページ及び各ウェブページの修正・追加等を迅速に行うこと。

イ 修正・追加等は月あたり平均2～3件（例：1ページの修正・追加を1件とする）程度を想定する。ただし、対応実績に応じた契約額の増額は原則として行わない。

(3) 英語ページの修正・追加等

ア 機構の指示に基づき、該当箇所を英語に翻訳し、トップページ及び各ウェブページを更新すること。翻訳内容は、日本語ページの更新内容と整合性を保つこと。

イ 英語ページの修正・追加等及び翻訳作業は、月あたり平均2～3件（例：1ページの修正・追加を1件とする）程度を想定する。ただし、対応実績に応じた契約額の増減は原則として行わない。

ウ 翻訳については、日本語ページの自動翻訳ではなく、一般的な素養を有するネイティブスピーカーが見て違和感を抱かない品質とすること。

(4) アクセス解析・検証及び改善策の提案・実行

ア ウェブサイトのアクセス解析を毎月実施し、翌月10日までに機構へ報告書を提出すること。また、報告内容について機構から照会があった場合は、速やかに対応すること。

イ アクセス解析には「Google Analytics (GA4)」を用い、機構職員が状況を把握できる環境を整備するとともに、常時効果検証が可能な状態を維持すること。

ウ ウェブサイトにおけるユーザー行動分析を高度化し、分析結果を基にウェブページの改修提案を行うこと。分析項目としては、主要ページの回遊状況、離脱ポイントの特定、流入キーワードの分析等を挙げるが、この他の分析・提案も積極的に行うこと。また、流入経路（検索エンジン、外部サイト、SNS等）ごとの流路解析を行い、ユーザーのサイト訪問に至る経路の把握及び評価を実施すること。

(5) ウェブサイトの運営及び課題・改善策の提案

ア SSL対応等のセキュリティ対策やSEO対策を適宜実施し、検索エンジンでの上位表

示及び自然流入の増加に努めること。

イ ウェブサイトの運営についての課題・改善策等の提案を行い、機構と協議の上、改善すること。課題・改善策の提案にあたっては、ウェブサイトのページ構成や機能改善を含め、閲覧者にとって利便性の高い全体構成となるよう配慮すること。

(6) その他

ア 機構からの指示に対し、即応できる体制を構築・維持すること。

イ 当該ウェブサイトは、CMSにWordPressを使用しているため、当該CMSやサーバについてのシステムを熟知し、運用する能力を有すること。

6 再委託

(1) 一括再委託の禁止

契約を履行するに当たり、委託事項の全部を一括して第三者に委託してはならない。

(2) 部分的再委託の承認

本業務を部分的に再委託する場合は、あらかじめ機構に再委託内容の分かる書面を提出し、承認を受けなければならない。

7 権利の帰属

本業務を遂行するに際し、作成した情報・コンテンツは機構に帰属する。なお、委託業務終了後、作成したコンテンツの内容変更等を機構側の判断で行う場合がある。

8 受託者の責務

(1) 苦情等の処理

本業務に伴って生じたトラブル等に関しては、受託者が責任を持って対応し、速やかに機構へ報告すること。

(2) 信用失墜行為の禁止

受託者は、本業務の実施にあたり、各種法令等を遵守し、機構の信用を失墜する行為を行ってはならない。

(3) 法令等の遵守

ア 個人情報等の守秘義務

本業務を通して知り得た個人情報等については、他に漏洩してはならない。なお、個人が特定される情報は原則として第三者へ提供しないこと。

イ 個人情報等の目的外使用の禁止

個人情報等については、他の目的で使用する事及び売買することを禁止する。

ウ 委託契約終了後の取り扱い

上記、ア及びイについては、本業務の委託契約の終了後についても同様とする。なお、個人情報記載された資料がある場合は、業務完了後、機構に返還すること。

(4) 施設・設備の目的外使用の禁止及び信頼性の確保

受託者は、本業務を行うために用意した備品等を本業務以外の目的で使用してはならない。

9 提出書類等

受託者は、委託契約書に定めるものを含め、次の号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結後、速やかに提出するもの

	書類名	様式等	媒体	備考
1	主任管理者通知書	様式第1号	紙	
2	業務着手届	様式第2号	紙	
3	業務実施体制図	任意様式	紙	責任者及び担当者を明記すること
4	業務実施工程表	任意様式	紙	
5	その他	任意様式	紙・電子	機構が必要と認める書類・データ

(2) 令和9年3月16日(火)までに提出するもの

	書類名	様式等	媒体	備考
1	業務実績報告書	様式第4号	紙	本業務の効果検証及び次年度以降のウェブサイト運用に関する施策案を含む
2	1に添付する書類	任意様式	紙・電子	業務報告書(本業務の効果検証及び次年度以降のウェブサイト運用に関する施策案を含むこととする)作成したデータ一式

(3) 業務完了時、速やかに提出するもの

	書類名	様式等	媒体	備考
1	業務完了届	様式第3号	紙	
2	経費に係る内訳書	任意様式	紙	
3	その他	任意様式	紙・電子	機構が必要と認める書類・データ

(4) 検査完了及び委託の額が確定後、速やかに提出するもの

	書類名	様式等	媒体	備考
1	請求書	様式第6号	紙	

(5) 提出先

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構 交流促進部交流促進課
住所：〒960-8043 福島市中町1番19号 中町ビル6階
電話：024-581-6893

10 その他、業務実施上の注意点

- (1) 受託者は、本業務に関わる責任者及び担当者については、本業務の趣旨・内容を十分に理解し、且つ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。
- (2) 受託者は工程管理を適切に行い、無理のないスケジュールで実施すること。
- (3) 受託者は委託契約書及び仕様書に基づき、機構と協議の上、業務の詳細を決定すること。なお、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (4) 受託者は、機構と定期的に打合せを行い、進捗状況を綿密に報告すること。なお、オンライン打合せも可とする。また、機構の求めがあった場合も速やかに報告すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び定める内容について疑義が生じた時は、双方協議の上、対応を決定すること。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- (6) 成果品一式の著作権及び所有権並びに翻案権は、機構に帰属するものとする。
- (7) 受託者は、機構の許可なく、成果品等を他のものに利用、公表、貸与等をしてはならない。
- (8) 本委託仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権等の知的所有権の侵害に係る紛争等が生じた場合、速やかに機構に報告するとともに、当該紛争の原因が専ら機構の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担でその一切を処理するものとする。なお、機構は、本委託業務に係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に対し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。
- (9) 本業務は、国の交付金を活用した業務のため、会計検査院の实地検査等の対象となる。受託者は、本業務に係る会計实地検査が実施される場合には、機構に協力すること。